

2014年4月（日本国大使館）

安 全 情 報

～2013年中におけるカンボジア国内交通事故発生状況～

「自分の身は自分で守る。」をモットーにカンボジアライフを楽しく、良い思い出をつくるため、安全情報を提供させていただきます。

1 カンボジア国内における昨年の交通事故による死者数は **1,901人** で、2010年1,709人、2011年1,893人、2012年1,894件と年々増加しています。

日本国内における2013年中の交通事故による死者数は **4,373人** で、人口当たりの交通事故死者数は、日本では **29,083人に1人** であるのに対し、カンボジアでは **8,106人に1人** となっており、死亡事故発生率は日本の **3.59倍** に上ります。

交通事故形態	2013年	2012年	増減
交通事故発生数（件）	4,322	4,305	+17件(±0%)
死者（人）	1,901	1,894	+7人(+0.4%)

2013年には、プノンペン都内で在留邦人の方がオートバイを運転時に交通事故に遭って不幸にも亡くなるという事案が発生しました。

2 2013年中、交通事故が多かった地域は、①プノンペン都（発生件数669件、死者279人）、②コンポンチャム州（発生件数349件、死者179人）、③バットタンバン州（発生件数334件、死者83人）、④タケオ州（発生件数279件、死者104人）、⑤プレイベン州（発生件数256件、死者99人）となっています。

3 警察によりますと、交通事故の主な原因として、スピード違反、飲酒運転、無免許による未熟運転、無謀運転、不注意運転等が挙げられており、死亡事故の90パーセント以上がオートバイ乗車時の事故で、死因の大多数がヘルメット未装着による脳挫傷だそうです。

又、殆どの方が交通事故保険に加入していないため、交通事故発生時の補償は期待出来ません。

4 カンボジア国内の道路交通法について

主な交通違反に対する罰則は以下のとおりとなっています。

- ア 無免許運転違反
6日以上1ヶ月以下の収監及び25,000リエル以上200,000リエル以下の罰金
- イ シートベルト着用義務違反
5,000リエルの罰金
- ウ ヘルメット着用義務違反
3,000リエルの罰金
- エ 飲酒運転違反
 - (ア) 酒気帯び運転
6,000リエル（オートバイ）、12,000リエル（乗用車）の罰金
 - (イ) 酒酔い運転
6日以上6ヶ月以下の収監及び25,000リエル以上100,000リエル以下の罰金
- オ 携帯電話通話禁止違反
3,000リエル（オートバイ）、5,000リエル（乗用車）の罰金
- カ 最高速度制限
 - (ア) 市街地
オートバイ及び三輪車は30km/h、四輪車は40km/h
 - (イ) 市街地以外
90km/h（全ての車両）
 - (ウ) 違反した場合
速度違反の程度によって、3,000～6,000リエルの罰金（オートバイ）、5,000～12,000リエルの罰金（乗用車）が課される。

5 カンボジアは日本に比べて、交通法規に対する遵法意識が低く、無免許運転、ノーヘル運転、飲酒運転、定員外乗車運転等の交通違反が多いため、カンボジアに渡航・滞在される方は交通事故に逢わないよう、以下の点に注意して行動するよう、心掛けて下さい。

- (1) 歩行時
 - 出来る限り歩道を歩く。又、幼児や子供と一緒に歩く場合は手を繋ぐ。
 - 道路を横断する時は、信号機のある場所を横断する。信号機のない場所を横断する時は、車両が無いのを確認して横断する。又、手を大きく上げて、ジェスチャーにより、道路を横断することを車両に知らせる。
- (2) 車両乗降車時
 - 車両乗車時に必ずシートベルトを着装する。
 - モトドップ（オートバイタクシー）は、事故が発生した場合に大怪我に

繋がる可能性が高い為、利用しない。

- 車両乗車時は、歩道側（右側）から乗降車し、後方からオートバイが来ないのを確認した後にドアを開ける。又、子供を車両から乗降車させる際は、ドアの開閉は大人が行う。

(3) 車両運転時

- 車を運転する際はシートベルト、オートバイを運転する時は必ずヘルメットを着装する。
- 有効な運転免許証を携帯する。
- スピードを出しすぎない。又、交通法規を遵守する。
- 夜間の運転は控える。又、止むを得ず夜間に運転する場合は、交差点の信号機が点滅信号になっていることが多い（車両双方に安全確認の義務が生じる）為、交差点に進入する際は安全確認を怠らない。
- 飲酒運転は絶対にしない。
- 日頃から車両の手入れを怠らない。
- 事故にあった場合は、早急に保険会社又は警察に通報する。

(4) その他

- レンタルバイクは整備不良の状態であることが多く、事故に繋がる可能性があることから利用しない。
- カンボジアで車両を運転する場合は、必ず当地で運転できる運転免許証（カンボジア国内運転免許証、国外運転免許証）を事前に取得する。又、交通事故保険にも出来る限り加入する。

※ 日本の運転免許証を取得している方がカンボジア国内運転免許証を取得する為には、当館発行の翻訳証明が必要です。

翻訳証明発給に必要なもの

- ・ 旅券
 - ・ 有効な日本の運転免許証
 - ・ 申請手数料 90,000 リエル（料金は 2015 年 3 月 31 日迄有効）
- 海外旅行保険に加入する。

※ カンボジア国内の医療機関で対応出来ない大怪我を負ったり、重篤な病気に罹ったりした場合、近隣諸国や日本に医療搬送する必要があります。その際、数百万円の搬送費用が掛るケースもあることから、旅行者に留者を問わず、「転ばぬ先の杖」として、緊急搬送をカバーした海外旅行保険に加入するように努めてください。

（今年 3 月には邦人旅行者が交通事故被害に遭い、大怪我を負って近隣諸国にチャーター機で緊急搬送されましたが、被害者の方は海外旅行保険に加入していたため、搬送費用は保険でまかなわれました。）

～「自分の身は自分で守る」をモットーに交通事故防止に心掛け、カンボジア
ライフを楽しく過ごして下さい。～